

茂原市下水道排水設備指定工事店等の違反行為に対する処分に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、茂原市下水道排水設備指定工事店規則（平成10年茂原市規則第3号。以下「規則」という。）第5条、第6条、第9条、第12条及び第15条に掲げる行為及び事由（以下「違反行為等」という。）についての指導及び処分基準を定めることを目的とする。

(違反行為等の調査)

第2条 市長は、下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）及び下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）が違反行為等を行った疑いがあるときは、その事実関係の調査を行う。

(指導)

第3条 指定工事店及び責任技術者の違反行為等については、規則第10条及び第13条の規定による処分のほか、文書による指導を行うことができる。

2 前項の処分及び指導の基準は、別表第1に定めるとおりとする。

(指導及び処分の基準)

第4条 前条第1項の処分及び指導は、違反点数法（違反行為が確認された場合に、指定工事店又は責任技術者が行った違反行為等の内容に応じ違反点数を加算する方法をいう。）により行うものとし、その基準は別表第2に定めるとおりとする。

2 1件の工事につき2以上の違反行為等に該当することが認められた場合については、前項の相当する違反点数の合計とすることができる。

3 指定工事店及び責任技術者は、各自の違反点数の状況を確認することができる。

(諮問)

第5条 市長は、別表第1に定める処分（違反点数60点未満の文書による指導を除く。）をするときには、茂原市下水道排水設備指定工事店等審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮問するものとする。

2 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、審査委員会の意見を勘案し、理由があると認めるときは、処分を軽減することができる。

(違反点数の消滅)

第6条 第4条第1項の規定により付加された違反点数は、次に掲げる事項に該当し

たときは、消滅するものとする。

(1) 別表第1の3の項から5の項までに該当する処分があったとき。

(2) 違反点数を付加されて以降、新たな違反点数の付加がなく1年を経過したとき。

(委任)

第7条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年12月2日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条、第 5 条、第 6 条）

違反行為等に対する指導・処分の基準

番号	内容	違反点数	指定工事店	責任技術者
1	指導	20 点以上	「注意書」の発行	「注意書」の発行
2	指導	40 点以上	「警告書」の発行	「警告書」の発行
3	処分	60 点以上	3 か月以下の指定停止	3 か月以下の業務停止
4	処分	80 点以上	6 か月以下の指定停止	6 か月以下の業務停止
5	処分	100 点以上	指定取消し	業務禁止

別表第 2（第 4 条）

違反行為等に対する処分基準

1 指定工事店に対する処分

該当条項	違反行為の内容等	違反点数
(1) 規則第 5 条関係	(指定工事店証の交付等)	
	指定工事店証の掲示を怠った場合	5 点
(2) 規則第 6 条関係	(指定工事店の責務及び遵守事項)	
ア 第 2 項第 1 号	正当な理由なく工事を拒否した場合	10 点
イ 第 2 項第 2 号	適正な工費で施工しなかった場合	10 点
ウ 同項同号	工事契約に際し必要事項を明示しなかった場合	10 点
エ 第 2 項第 3 号	工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託又は請け負わせた場合	20 点
オ 第 2 項第 4 号	工事店としての名義を他の業者に貸与した場合	20 点
カ 第 2 項第 5 号	確認を受けずに工事に着手した場合	20 点
キ 第 2 項第 6 号	専任の責任技術者に設計及び施工を行わせなかった場合	20 点

ク 第2項第7号	瑕疵担保責任を遵守しなかった場合	20点
ケ 第2項第8号	災害等緊急時に協力しなかった場合	10点
(3) 規則第9条関係	(指定の辞退及び異動の届出義務)	
第2項各号	指定工事店として登録された事項についての変更を速やかに届け出なかった場合	10点
(4) 規則第15条関係	(事務連絡会)	
	正当な理由がなく事務連絡会を欠席した場合	10点
(5) 工事中、第三者に事故等で損害を与えた場合		20点以下
(6) 他市町村において違反行為等で処分がなされた場合	他市町村条例による過料、規則による停止・取消処分がなされた場合	10点
(7) 上記以外の不誠実な行為と市長が認めた場合	検査不合格とされたにもかかわらず、規定に適合する補修をしなかった場合等	協議点数
(8) 過去に違反行為があった場合（原則1年以内のもの）		過去の違反点数を加算

2 責任技術者に対する処分

該当条項	違反行為の内容等	違反点数
(1) 規則第12条関係	(責任技術者の責務)	
ア 第1項	正当な理由がなく排水設備工事設計及び施工（監理を含む）を行わなかった場合	20点
イ 同項	自己の名義で他人の排水設備工事の監理を行わせた場合	20点
ウ 第2項	正当な理由がなく完了検査の立会いを拒否した場合	20点
(2) 工事中、第三者に事故等で損害を与えた場合		20点以下
(3) 他市町村において違反行為等で処分がなされた場合	他市町村条例による過料、規則による停止又は取消処分がなされた場合	10点
(4) 上記以外の不誠実な行為により責任技術者として不適当と市長が認めた場合		協議点数
(5) 過去に違反行為があった場合（原則1年以内のもの）		過去の違反点数を加算

※1 違反行為1件ごとに適用するものとする。

※2 違反した項目については、すべて加算する。

※3 この基準によりがたい事項が生じた場合には、改めて見直しを行う。